

ご存じですか？

とうきょうとしょうがいしゃ 東京都障害者

令和7年
7月1日施行

じょうほう 情報コミュニケーション条例

しょうがい
障害の種類や程度に応じた
しゅるい
ていど
おう
コミュニケーション方法の
提供についてご理解・ご配慮を
ていきょう
りかい
はいりよ
ねが
お願いします。



たよう 多様なコミュニケーション手段の例

手話



点字



コミュニケーションボード



絵図等の提示



じょうれいめざすこと

- 障害の種類や程度に応じて、必要な配慮やコミュニケーション手段が異なることについて、都民の関心と理解を深めます。
- 情報通信技術の活用も含め、多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりを進めていきます。

東京都は、多様なコミュニケーション手段の普及啓発などに取り組んでいきます。

障害のある方への
情報提供方法の具体例はこちら



東京都福祉局

じょう れい め ざ 条例が目指すこと

- 障害の種類や程度に応じて、必要な配慮やコミュニケーション手段が異なることについて、都民の関心と理解を深めます。
- 情報通信技術の活用も含め、多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりを進めています。



みな ねが 皆さんへのお願ひです

と みん せき む 都民の責務

- 条例の目的及び基本理念について理解を深め、都や区市町村が実施する施策にご協力をお願いします。

じ ぎょう しゃ せき む 事業者の責務

- 障害者が必要とする情報を十分に取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができるようになります。都が実施する施策にご協力をお願いします。

とう きょう と せき む 東京都の責務

- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に策定し、実施します。



東京都福祉局障害者施策推進部企画課

電話 03-5320-4147

FAX 03-5388-1413

とう きょう と しょ がい しゃ 東京都障害者 じょう ほう 情報コミュニケーション じょう れい 条例ができました!

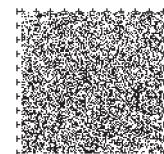
令和7年7月1日施行



じょうれい せい てい もく でき 条例制定の目的

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての都民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、安心して生活することができることを目的としています。

東京都福祉局



ひつ よう はい りよ

必要な配慮やコミュニケーション手段は、その人ごとに異なります。

あい て

相手がどのようなコミュニケーション方法を求めているか確認し、対応しましょう。

しゅ だん

ひと

こと

ほう ほう

もと

かく にん

たい おう

た よう

しゅ だん れい

多様なコミュニケーション手段の例

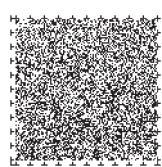
き 聞こえない・聞こえにくい方

手話（手話通訳、遠隔手話通訳）、
要約筆記、筆談など



み 見えない・見えにくい方

点字など



このほか、拡大文字、手書き文字、指点字、読み上げ、音訳、代筆、分かりやすい表現、実物又は絵図の提示、身振り、手振り、表情、文字盤、重度障害者用意思伝達装置、身体障害者補助犬の使用など

り かい こと ば はつ むずか かた 理解することが難しい方、 言葉を発することが難しい方など コミュニケーションボードなど



じょう ほう てい きょう ほう ほう れい

情報提供方法の例

受付や窓口では

- 「じっくり聞いて」、「ゆっくり話し」、「丁寧に対応」
- 図やイラストを活用



ホームページなどでは

- 音声読み上げ機能に対応したテキストデータなどの掲載
- 問合せ先には、電話番号、メールアドレス、FAX番号を記載



そのほかの例は、下記の二次元コードからご覧ください

